

「不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案(仮称)」

## 第1 背景

平成16年6月に不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第66号)が成立し、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)が改正され、平成18年2月から不動産鑑定士試験制度が変更されることとなりました(以下平成18年2月1日から施行される以降の不動産の鑑定評価に関する法律を「法」という。)

これに伴い、今般、新たな不動産鑑定士試験の申請手続及び実務修習機関の登録手続、実務修習の実施基準等については、省令で定めることとされているため、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則を改正し、併せて不動産鑑定士補の資格制度廃止に伴う国土交通省所管の関係省令の整備等所要の改正を行うことを検討しています。

## 第2 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の改正案

### 新不動産鑑定士試験について免除を受けられる者の申請手続について

- ・ 短答式試験の免除申請に際しては、申請に係る不動産鑑定士試験の受付期間の初日から起算して過去2年以内に行われた短答式試験に合格したことを証する書面を添付することを検討しています。
- ・ 論文式試験の一部免除の申請に際しては、免除される者に該当することを証する書面を添付することを検討しています。

### 実務修習機関の登録申請手続等について

- ・ 実務修習機関の登録を受けようとする者は、名称及び所在地等を記載した申請書に、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本等を、個人にあっては略歴等を添付し、国土交通大臣に提出することを検討しています。
- ・ 実務修習機関の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の

日の三十日前までに申請書を提出することを検討しています。

実務修習の実施基準について

- ・実務修習の実施基準として、毎年1回以上行うこと、最短の期間を修了審査を除き1年間とすること、開始時期を不動産鑑定士試験の合格発表の日から起算して60日以内とすること、受講の申請受付をするときはあらかじめ申請方法及び実務修習である旨を公示すること等を検討しています。

実務修習業務規程の記載事項について

- ・実務修習機関が国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされている実務修習業務規程に定める事項として、実務修習業務を行う事務所、実務修習の内容及び時間、実務修習に関する料金の額及びその収納方法、実務修習業務に関する秘密の保持に関する事項その他実務修習業務の実施に関し必要な事項等とすることを検討しています。

### 第3 施行

この省令案は、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成18年2月1日）より施行することを予定しています。

以上